

令和2年 7月31日

保護者 各位

群馬県立前橋南高等学校
校長 関根 正弘

夏季休業中の生活指導についてのお願い

今年度は8月8日から8月23日までの間、夏季休業になります。本来、夏季休業は学力の向上、心身の錬磨、余暇の活用等を目的とした、生徒の自律的な生活実践の学習機会として設定されているものです。長期休業中は不規則な生活になりがちのため、学習不足による学力低下、生活習慣の乱れによる非行、生命の危険等の問題が発生しがちです。

長期休業中、保護者各位におかれましては下記事項にご留意の上、生徒への御指導をよろしくお願いいたします。

なお、ご不明の点、お困りの点をご遠慮なく担任等にご相談ください。

言 己

1 学習について

「夏休みを制するものは受験（学力）を制する」と言われています。

本来、学習は自分の目標に向かって自分でするものです。自主学習できるかどうか、長期休業で試されますので、計画的な学習をさせてください。

8月17日（月）～21日（金）に、3年夏期補習Ⅱ、2年学習サポート、1年夏期補習を実施します。

（1・2年生は学年プラス3時間以上、3年生は10時間以上を目標にさせてください。）

2 健全育成、非行・事故防止について

※群馬県青少年健全育成条例により、正当な理由がある場合を除き、保護者同伴であっても深夜（午後10時から翌日の午前4時まで）に青少年を連れ出すこと等は禁止されています。保護者同伴であっても青少年の映画館・カラオケボックス・ゲームセンター等の入場も、禁止されています。

（1）規則正しい生活から離れることから、無断外泊、深夜徘徊、家出、服装の乱れ等が起りがちです。生徒の生活について、把握と指導をお願いします。

（2）自転車での登下校時には、交通事故に遭わないように声をかけてください。特に交差点での確認やイヤホンを付けたままでの運転はしないように注意してください。

（3）不規則な生活や気の緩みから、窃盗、万引き、喫煙、飲酒、性非行等が起りがちです。家族で話し合いを持ち、規則正しい健全な生活を送らせてください。

（4）最近、女子生徒に対するわいせつ被害の事案が増加していることから、家庭でも注意喚起をお願いします。

（5）海外に出かける場合は届け出のうえ、感染症等の疾病状況を把握し注意すること。帰国後は数日間の休養・観察期間を設けてください。

（6）スマートフォン、SNSの使用方法には細心の注意を払ってください。特に個人情報の漏洩や他人を誹謗中傷することがないようにしてください。

3 その他

（1）新型コロナ感染予防について十分に心がけてください。

（2）事故・非行等緊急な場合は、速やかに学校または、担任へご連絡をお願いします。

学校への連絡 ☎ 027-265-2811 FAX 027-265-5938

学校代表Eメール maenan-hs@edu-g.gsn.ed.jp